

名誉顧問、顧問選任規程

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人日本プロテニス協会（以下協会という）定款第30条に基づき、本協会の名誉顧問、顧問の選任について定める。

(条件)

第2条 学識経験者又は本協会に功績のあった者の中から理事会の推薦により理事長が委嘱する。

(解任)

第3条 名誉顧問、顧問は本協会名誉顧問、顧問としてふさわしくない行為があったと認められるときは、理事会の決議により名誉顧問、顧問を取り消される。

(規程の変更)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議により行なうものとする。

附 則

この規程は平成17年4月1日より施行する。

一部改定 平成23年6月20日